

# 新中高一貫教育校及び 高吾地域拠点校の校名 候補に関する報告書

( 案 )

高知県立学校の校名に関する検討委員会

平成28年1.1月 日



高知県教育長

田村 壮児 様

新中高一貫教育校及び高吾地域拠点校の校名候補に関する  
報告書の提出について

高知県立学校の校名に関する検討委員会設置要綱の第1条（目的及び設置）  
及び第2条第1項（所掌事務）に基づいて、当検討委員会で検討し、決定した  
新中高一貫教育校及び高吾地域拠点校の校名候補について、検討経緯等と併せ  
て、高知県教育委員会に報告いたします。

平成28年11月 日

高知県立学校の校名に関する検討委員会

会 長 西 郷 和 彦

# 1 「県立高等学校再編振興計画」における統合校の校名に関する確認事項

下記の内容について、第1回高知県立学校の校名に関する検討委員会において確認し、これに準じて校名候補を検討していくことを決定する。

「校名等の取扱については、両校の学校関係者の意見とともに県民の意見も聴取しながら、平成28年度末までに県教育委員会で検討し、決定する。」

※抜粋：「県立高等学校再編振興計画」（平成26年10月 高知県教育委員会）

- 両校の学校関係者の意見を聴く。
- 県民の意見を聴く。
- 平成28年度末までに県教育委員会で検討し、決定する。

〔 統合に向けての準備を考えると、遅くとも平成28年12月議会までには、校名に関連する議案を提出する必要がある。 〕

## 2 校名候補の検討経緯

- ・ 第1回高知県立学校の校名に関する検討委員会（H28年2月22日（月）18:30～19:30）  
統合に至る経過、統合校の教育内容、スケジュールの説明と委員からの質疑
- ・ 第2回高知県立学校の校名に関する検討委員会（H28年4月12日（火）18:30～20:00）  
校名候補の決定方法等について、統合校の学校関係者から委員が意見聴取
- ・ 第3回高知県立学校の校名に関する検討委員会（H28年5月18日（水）18:30～20:30）  
前回の学校関係者の意見や他県の事例等を基に校名候補の決定方法等を委員が協議
- ・ 委員による統合対象校訪問  
高知南中学校・高等学校、高知西高等学校（H28年6月21日（火）9:00～12:10）  
須崎高等学校、須崎工業高等学校（H28年7月5日（火）9:20～12:00）
- ・ 第4回高知県立学校の校名に関する検討委員会（H28年7月13日（水）18:30～20:30）  
公募の具体的な方法を確認
- ・ 第5回高知県立学校の校名に関する検討委員会（H28年8月1日（月）18:30～19:30）  
募集要項、公募スケジュールなどを決定
- ・ 第6回高知県立学校の校名に関する検討委員会（H28年10月20日（木）18:30～19:40）  
公募結果の確認、校名候補の絞り込み方法の協議
- ・ 第7回高知県立学校の校名に関する検討委員会（H28年10月26日（水）18:30～20:30）  
校名候補の絞り込み方法と校名候補について、統合校の学校関係者から委員が意見聴取  
校名候補の絞り込み方法の決定
- ・ 第8回高知県立学校の校名に関する検討委員会（H28年11月8日（火）18:30～21:00）  
校名候補の決定

## 3 統合する高知県立学校の校名候補の募集（公募）の結果

校名候補の数（応募総数）	新中高一貫教育校	145	(8,559)
	高吾地域拠点校	83	(137)
	計	228	(8,696)

## 新中高一貫教育校の校名候補について

- ・ 校名候補名
- ・ 校名候補とする理由
- ・ その他



## 高吾地域拠点校の校名候補について

- ・ 校名候補名
- ・ 校名候補とする理由
- ・ その他





# 【校名候補 募集要項】

## 1 応募方法について

### (1) 応募の方法

ア 高知県教育委員会事務局高等学校課ホームページの応募専用フォームを送信

イ 電子メール、郵送、FAX、持参のいずれかの方法で、応募用紙（別紙）を提出

※いずれの場合も、下記の①～③の全てを記入してください。全て記入されている応募のみ受付いたしますので、記入漏れがないようご注意ください。

なお、応募は、お一人様、統合校1校につき1点までとさせていただきます。

①校名候補（ふりがな必須）

※表記は漢字、ひらがな、カタカナのみ

②理由

③応募者の名前、年齢、住所

### (2) 募集要項・応募用紙の配布場所(返信用封筒あり)

県福祉保健所（安芸、中央東、中央西、須崎、幡多）、須崎農業振興センター、県庁1階募集要項コーナー、高知県教育委員会事務局高等学校課（ホームページからもダウンロード可）

### (3) 送付先

あて先（共通） 高知県立学校の校名に関する検討委員会事務局 担当 野中 あて

・専用フォーム 高等学校課ホームページの応募専用フォームに記入し、送信してください。

・電子メール 311701@ken.pref.kochi.lg.jp  
エルジー  
(応募用紙を添付のうえ、送信してください。)

・郵送 〒780-0850  
高知市丸ノ内1丁目7番52号

・FAX 088-821-4547

・持参 上記住所の高知県教育委員会事務局高等学校課再編振興室  
(高知県庁西庁舎2階)

※上記以外の提出は受付いたしません。

### (4) 募集の期間 (30日間)

平成28年9月1日(木)～9月30日(金)

17:00 必着 (郵送含む)

### (5) 応募できる方

どなたでも応募できます。

(居住地や年齢、国籍に制限はありません。)

## 2 応募に関する留意事項

(1) 応募される校名候補は、他者の著作権などの権利を一切侵害しないものに限ります。また、公序良俗その他法令の定めに対するもの、誹謗中傷を含むものは応募できません。

(2) 応募にかかる郵送料等の費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出された応募用紙は、返却しません。

(4) 応募の際にご記入いただいた個人情報は、適切に管理し、この目的以外には使用しません。

(5) 応募された校名候補の著作権は、高知県に帰属します。

## 3 応募結果の公表と校名候補の決定について

(1) 応募の結果については、応募された校名候補と各応募数等について、高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページへの掲載及びマスコミを通じて公表します。

(2) 応募いただいた校名候補を参考にして、高知県立学校の校名に関する検討委員会（以下「検討委員会」）が校名候補を選定します。

(3) 校名候補の選定においては、応募多数の名称が選ばれるとは限りません。

## 4 校名候補の募集に関する情報

詳細については、高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311701/>

### (参考) 校名決定までの流れについて

- 検討委員会で校名候補（複数の場合も含む）について、協議・決定
- 検討委員会で決定した校名候補を県教育委員会に報告
- 校名候補をもとに、県教育委員会で校名について、協議・決定

### 【お問い合わせ先】

高知県教育委員会事務局高等学校課再編振興室  
(検討委員会事務局 担当者：坂本・野中)

TEL：088-821-4542 FAX：088-821-4547

電子メール：311701@ken.pref.kochi.lg.jp

# 高知県立学校の校名に関する検討委員会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 この要綱は、「県立高等学校再編振興計画」(平成26年10月策定)の前期実施計画で定めた、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校を統合する新たな中高一貫教育校、須崎工業高等学校と須崎高等学校を統合する新たな高吾地域拠点校の校名を決定するために、同計画で定めた校名の決定方法である「校名等の取扱については、両校の学校関係者の意見とともに県民の意見も聴取しながら、平成28年度末までに県教育委員会で検討し、決定する」に基づき、校名候補(複数の場合も含む)を決定し、県教育委員会に報告することを目的として「高知県立学校の校名に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、新たな中高一貫教育校及び新たな高吾地域拠点校の校名の決定に関する次に掲げる事項について検討・決定する。

- (1) 校名候補(複数の場合も含む)の決定に関する事
- (2) 校名に関する県民への意見の聴き方とその方法等に関する事

## (組織)

第3条 委員会は、委員7名で組織する。

## (委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 教育関係団体等の代表者

## (任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から校名候補を県教育委員会に報告する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第6条 委員会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、初回の会議は教育長が、次回以降は会長が招集する。

- 2 委員会の議長は、会長が当たる。なお、会長が出席できないときは副会長が代行する。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることはできない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議に委員以外の統合校の学校関係者によって組織される団体等の代表者に出席を求め、意見聴取することができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、資料の提出や意見、説明、その他の協力を求めることができる。
- 7 会議は公開とする。ただし、出席した3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局高等学校課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

## 附則

この要綱は、平成28年2月16日から施行する。

「高知県立学校の校名に関する検討委員会」委員名簿

	氏 名	備 考
委員	いげ やすはる 池 康晴	高知県高等学校長協会 前会長
委員	いけだ あけみ 池田 あけみ	民間企業
委員	いなだ ちえこ 稲田 知江子	弁護士
委員	かわきた やすひろ 川北 恭弘	高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会 前会長
会長	さいごう かずひこ 西郷 和彦	高知大学 特任教授
副会長	ときひさ けいこ 時久 恵子	高知縣市町村教育委員会連合会 会長
委員	にしお ひろゆき 西尾 洋之	高知県小中学校長会 前会長

(※五十音順、敬称略)

